

令和3年度（2021年度）

第2回北海道環境審議会自然環境部会

議 事 録

日 時：2021年10月18日（月）午後2時開会
場 所：北海道庁 13階 環境生活部1号会議室（オンライン開催）

1. 開 会

○事務局（高橋課長補佐） それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和3年度第2回北海道環境審議会自然環境部会を開催いたします。

私は、本日の司会を務めさせていただきます環境生活部環境局自然環境課の高橋でございます。よろしくお願いいたします。

本日の部会は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、オンライン開催とさせていただきます。

委員総数12名のうち、過半数の7名のご出席をいただいていることから、北海道環境審議会条例施行規則第3条第2項の規定により、当部会は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、本日ご出席の予定でありました児矢野委員、高橋専門委員におかれましては、ご都合により欠席となったことを申し添えます。

2. 挨拶

○事務局（高橋課長補佐） それでは、開会に当たりまして、自然環境担当局長の高橋よりご挨拶を申し上げます。

○高橋自然環境担当局長 自然環境担当局長の高橋でございます。

本日は、吉中部会長をはじめ、委員の皆様におかれましては、大変お忙しいところを第2回北海道環境審議会自然環境部会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、委員の皆様におかれましては、日頃から道の自然環境行政の推進に特段のご理解とご協力をいただきまして、この場をお借りし、厚く御礼を申し上げる次第でございます。

さて、前回7月27日の自然環境部会では、第13次北海道鳥獣保護管理事業計画をはじめ、アザラシ、ヒグマ、エゾシカに関する管理計画につきまして、計画策定の経緯や現状について皆様からご意見をいただくなど、長時間にわたりご熱心なご審議をいただきました。

これらの計画につきましては、将来にわたって本道の生物多様性が損なわれることがないよう取組を着実に推進するため、大変重要な役割を担うものでございまして、各計画の年度内の策定に向け、現在、作業を進めているところでございます。本日は、この4件の計画の素案の案をお示しさせていただきまして、ご審議をお願いしたいと考えてございます。

限られた時間ではございますが、皆様には、忌憚のないご意見、ご発言をいただきたく、よろしくお願いいたします。

以上、簡単ですが、開会の挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

◎連絡事項

○事務局（高橋課長補佐） それでは、最初に、事前に郵送させていただいております資料の確認をさせていただきます。

資料は、会議次第、委員名簿、配席図のほか、会議次第に記載しております資料1から資料4までございます。不足等がございましたら、事務局までお申し付けください。

本日は、17時までの開催予定とさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。

3. 議 事

○事務局（高橋課長補佐） それでは、議事に入ります。

ここからの議事進行につきましては、吉中部会長をお願いいたします。

○吉中部会長 皆さん、こんにちは。吉中でございます。

お忙しいところをご出席いただきまして、どうもありがとうございます。

本日もどうぞよろしくをお願いいたします。

今回の議事は四つございます。どれも重要なものとなりますが、事業計画と管理計画の策定について、素案のご説明をいただき、皆様からご意見をいただきたいと思っております。先ほど局長からお話があったとおり、年度内の策定を目指すということですので、ぜひ建設的なご意見をいただければありがたいです。どうぞよろしくをお願いいたします。

それではまず、議事（1）の第13次北海道鳥獣保護管理事業計画の策定について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（武田課長補佐） 事務局の武田でございます。

私からは、第13次鳥獣保護管理事業計画の策定についてご説明いたします。

時間も限られますことから、主に資料1-1の概要に沿って説明し、必要に応じて資料1-2の鳥獣保護管理事業計画（素案（案））を参照することとします。

なお、資料1-1と1-2に下線を付した部分ですが、資料1-1の概要では重要なポイントを、本編となります資料1-2では現行計画からの変更点を示しているものです。

まず、資料1-1の「1 計画策定の趣旨」についてです。

前回開催されました自然環境部会でも説明したところですが、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、通称・鳥獣保護管理法の中で、資料1-1の点線で囲ったところですが、第3条第1項で国が基本的な指針を定めることが規定され、第4条第1項で、それに即して都道府県が鳥獣保護管理事業計画、以下、事業計画を定めることが規定されているところです。

なお、基本的な指針につきましては、今年9月に中央環境審議会の答申を受け、近日中に官報告示されるとのことです。

この事業計画の素案（案）は、中央環境審議会答申時の基本的な指針を参照して作成しておりますが、官報告示の段階でも大きな変更はないものと国から説明されております。

また、基本的な指針については、昨今の鳥獣保護管理に関する状況を踏まえた追加事項

が幾点かあり、後ほど説明いたしますが、この事業計画もそれらを反映したものとしております。

それ以外についても、現行のものとの構成や基本とする考え方に大きな変化はないため、この事業計画もそれに伴って大きな変更はせず、今まで取り組んできた道の施策をさらに進めていくものとなります。

次に、「2 計画の概要」についてです。

これは表になっておりまして、項目として、第1から、裏面に移りまして、第9までがございます。

まず、第1から順を追って説明します。

第1は、計画期間についてですが、ご覧のとおり、来年4月からの5年間になります。

次に、第2は、鳥獣保護区等に関する事項です。ここでは計画期間中における道内の鳥獣保護区、鳥獣保護区特別保護地区、休猟区の指定や更新などに関する事項を定めております。

一つ目の丸の鳥獣保護区及び特別保護地区の指定に係る方針では、それらの指定の方針及び計画を整理しており、鳥獣保護区については、資料1-2で見ますと、1ページ目の最後の部分から2ページ目にかけて、指定の考え方や方針が示されています。2ページ目をご覧くださいますと、各鳥獣保護区の指定区分の分類がありますが、こういう考えに従って鳥獣保護区の指定をしているところです。

ここで修正がございます。これは事務局のミスなのですが、1ページ目の1の(1)のAにある指定に関する中長期的な方針の4行目の真ん中において、「第13次北海道鳥獣保護管理事業計画」と記載しておりますが、これは現行の第12次計画の間違いです。申し訳ございませんが、修正をお願いいたします。

次に、資料1-1に戻りまして、二つ目の○の「各保護区の内訳」と、三つ目の○の「指定計画」についてです。また資料1-2をご覧くださいたいのですが、3ページから8ページにかけて、鳥獣保護区の指定や更新の計画が年ごとや鳥獣保護区ごとに整理されております。第13次事業計画期間中に新規指定される鳥獣保護区は、資料1-1の「計画の概要」の第2のところに載せている1か所、資料1-2の4ページ目の表の一番上の斜里町に所在します涛釣沼となります。指定の区分は、集団渡来地でガン類の渡りの中継地であり、また、タンチョウが繁殖することから指定する計画です。

その他、5年の期間中に更新される鳥獣保護区は、資料1-2の8ページの集計表の一番下にあるように、全部で158か所の更新を予定しています。既に指定しているものの更新で、廃止はございません。これにより、資料1-1の1ページの真ん中辺りの表に戻りますが、鳥獣保護区の箇所数が現在よりも一つ増えます。縮小は面積を精査した結果によるものでございますが、現在、面積の最終的な確認を各振興局に求めておりますので、最終的にはこの数値から僅かに増減する可能性がございます。

そして、この中にある特別保護地区は、鳥獣保護区の中に指定するもので、前回の部会

でご審議いただいた北檜山鳥獣保護区特別保護地区もこれに該当するものです。

第13次事業計画の期間中に新たに指定する、または、廃止される予定はございません。

資料1-2にまた表がありますが、その説明は省略いたします。

なお、これらの計画は、各振興局が市町村等と協議しながら新規指定の候補や更新の是非を整理してきたものでありますが、あくまでも現時点の計画であり、計画期間中にどうしても急遽指定したいなどというものがありましたら、必要に応じて、途中見直しもあります。

なお、期間中に面積が大幅に増減する場合は、この計画の改定を行うこととなりますが、定められた数値以下の小さな変更の場合は、計画の変更を要しないという整理がされております。

それでは、資料1-1の第2に戻りまして、四つ目の○の休猟区についてです。ここに書いてあるように、北海道では、現計画に続いて、次期計画においてもエゾシカ等の捕獲を促進するため、休猟区の指定は行わないこととしております。

次に、「第3 鳥獣の人工増殖等に関する事項」についてです。三つの○で示しているようなことを定めておりまして、資料1-2では15ページから16ページが該当しますが、現計画からの変更はございませんので、説明は割愛いたします。

次に、「第4 鳥獣の捕獲等の許可に関する事項」についてです。ここでは、許可の期間や人数、捕獲の方法などの鳥獣の捕獲許可に関する基準等を定めており、これも現行計画からの大きな変更はございませんが、幾つか小規模な変更がございます。

資料1-2の21ページをご覧ください。後段にある予察表ですが、鳥獣による被害の発生があらかじめ予測される期間で、基本的に有害鳥獣の捕獲許可はこの期間内で行い、実際に被害が生じていなくても、この期間であれば被害が生じるものとして事前に許可できるという考えのものになります。

この中で、真ん中より少し上の辺りにあるヒグマだけ矢印を太くしてあるのですが、これが変更している箇所になります。ヒグマについては、1月と2月が冬眠期間中で、この時期の有害捕獲は有り得ないことから、従前は期間から抜いていたのですが、山林作業などの刺激により冬眠中のヒグマが目覚めてしまい、事故が発生した例があったことから、この空白期間をなくして、通年許可捕獲を可能にしております。

この項におけるほかの変更点としては、資料1-2の23ページの一番下にあります「(1) 被許可者への指導」の箇所となります。具体的には、次の24ページの下線を引いた部分になりますが、イの(イ)の感染症への注意、同じくイの(ウ)の外來種を捕獲した場合にそれを放鳥獣しないこと、それから、同じページの後のほうの全文に下線が引いてありますウからオが加えられています。これらは、国の基本的な指針の見直しに伴い、北海道の計画においても見直した部分です。このうち、オの錯誤捕獲の防止については、北海道の場合、主にヒグマに関することでありまして、後ほど説明しますヒグマ保護管理計画の記載とも連動しております。

次に、資料1-1に戻りまして、裏面の「第5 特定猟具使用禁止区域等に関する事項」についてです。ここでは、一つ目から三つ目の○で、以前は銃猟禁止区域と呼んでいた特定猟具使用禁止区域の指定方針や計画が記載されています。詳しくは、資料1-1の一番上の表にあるように、全部で93か所となりまして、第13次事業計画の間に増減はない予定です。

ここでまた間違いがございます。資料1-2の26ページのちょうど真ん中辺りにある「(1) 方針」の下に、39か所、6,667ヘクタールという記述がございますが、28ページの表の一番下にある40か所、8,479ヘクタールという数字が正しいものとなります。申し訳ございません。これも鳥獣保護区の場合と同じく、現時点での計画でありまして、必要に応じて計画期間中の新規指定などの見直しもあり得ます。

次に、資料1-2の29ページをご覧ください。中段に猟区の設定に関する事項があります。北海道内では二つの猟区を設定していきまして、ここでは、猟区の指定の期間は変わりませんが、設定期間の元号を平成から令和に修正しております。

次の「4 指定猟法禁止区域」に関する事項については、猛禽類等の鉛中毒を防止するための鉛弾の使用禁止について定めている部分でありまして、これも現行計画と同様の取組を記載しております。

なお、先立って、小泉前環境大臣が鉛弾規制について全国的な取組を進めていく旨の記者会見を行っていますが、北海道では、従来から、国に対し猛禽類等の鉛中毒根絶には全国的な規制が必要との要望を繰り返しているところでありまして、引き続き、国の動きに着目してまいります。

次に、資料1-1に戻ります。

「第6 第二種特定鳥獣管理計画に関する事項」についてです。資料1-2では、31ページの一番上の表に当たります。前回の部会でもご説明いたしましたが、これらの三つの計画は、いずれも鳥獣保護管理法とともに本事業計画に基礎を置くものです。各計画の詳細については、それぞれにおいて説明いたしますので、ここでは割愛いたします。

次に、資料1-1に戻りまして、「第7 鳥獣の生息状況調査に関する事項」についてです。資料1-2では、31ページから33ページに当たります。これも現計画からの変更はありませんが、引き続き、第二種特定鳥獣管理計画を策定した鳥獣についての生息実態の調査などを実施してまいります。

次に、資料1-1の「第8 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項」については、ここにあるような事項が記載されており、資料1-2では36ページ以降に当たります。

ここで資料1-2の36ページをご覧ください。下の3分の2辺りに「第9 その他鳥獣保護管理事業の実施のための必要な事項」がありますが、次の37ページのヒグマに係るところでは、次期のヒグマ保護管理計画の内容に合わせて、また、昨今の状況を踏まえて、書き方を変えているところに下線を引いております。そのほか、ヒグマと同じく、第二種特定鳥獣管理計画を定めておりますエゾシカ、ゴマフアザラシ、さらには、外来生物

法等に基づく対策を行っているアライグマについても、現状と課題を整理しているところ
です。

また、資料1-2の40ページをご覧ください。ここは下線を引いている部分が多くな
っておりますが、国の基本的な指針を踏まえ、「5 感染症への対応」の記載をより具体
的なものとしております。調査のことや、高病原性鳥インフルエンザへの対応、それから、
その他の感染症として、ダニ媒介性感染症やウエストナイル熱等への対応をさらに具体的
に強化して書き込んでおります。

説明は以上でございます。

なお、本日の議題としております他の計画も同様ですが、次の自然環境部会で答申をい
ただいた後、パブリックコメントを経て、年度内の策定を予定しているところです。

私からは以上です。

○吉中部会長 資料1-1と資料1-2に基づいて、ご説明をいただきました。

それでは、委員の方々から、どこからでも、どなたからでも結構ですので、ご意見やご
質問がありましたらお願いいたします。

前回、大きな方向性についていろいろご意見をいただいたところですが、今回は素案と
いう形で出てきております。具体的な書きぶり等についても、何かお気づきの点がありま
したらお願いいたします。

○早稲田専門委員 1点質問をさせていただきます。

資料1-2の34ページの中段から下のほうに「(4) 研修計画」という表があるかと
思いますが、一番右の備考欄に必要な応じて開催という言葉が振られております。この辺
りについて、例えば、過去5年間で毎年1回しっかりできているのか、それとも、実際には
実施されていないのかということを知りたいのが一つです。

なぜここにこだわるかといいますと、後ほども出てくるかもしれませんが、ヒグマや鳥
獣の部分で、人材育成をしっかりしていかなければいけないという議論がかなり盛り上が
っている中で、必要な応じて開催というのではちょっと弱いのではないかなと感じました
ので、それも含めて質問させていただきます。

○吉中部会長 では、事務局から何かご説明をいただけますか。

○事務局（武田課長補佐） ここは毎年変わるものですから、具体的な数字が入れづら
いのですけれども、基本的には毎年実施しております。場合によっては、鳥獣保護関係業務
全般の研修を行ったり、分野ごとに分かれて、例えば、鳥獣の分野だけとか、必要な応じ
てもっと細かく分けて開催することもあります。必ずしも内容や開催頻度が一定してい
るわけではありません。基本的には、何らかの形で毎年実施して、より専門的な対応力を
底上げしようと研修をしているところです。

ヒグマの保護管理計画でも触れますが、ヒグマについても、今後、振興局が中心となっ
て、地域の対応力を強化していくような研修を検討してまいります。

○吉中部会長 ほかに何かご意見はございますか。

○白木委員 私からは、今回、マイナーな箇所になりますが、資料1-2の32ページ、33ページの「第7 鳥獣の生息状況の調査に関する事項」のうち、「7 希少鳥獣等保護調査」に関わる部分です。ここには種の保存法に定められている鳥獣に関することが書かれていますのですが、これは、環境省の鳥獣保護管理法に基づく指針に、例えば、国の保護増殖事業計画に基づき実施される各種調査への連携・協力というふうに制限されているものなのでしょうか。つまり、北海道独自の取組は実施できないということなのでしょうか。まず、1点確認をしたいと思います。

○事務局（武田課長補佐） 国の事業に必ずしも限定されるものではございません。

○白木委員 鳥獣保護管理事業計画については、基本的に増え過ぎた動物への対応がメインになっているのかもしれませんが、やはり保護と管理の両方がある、その両輪で北海道の野生生物の多様性が維持されているので、北海道には、やはり希少種の保護にももう少し取り組んでいただきたいと思っています。

今すぐそれを入れるのは無理なのかもしれませんが、例えば、北海道でやっているエゾシカの狩猟についても、そこで生息している猛禽類に対する影響調査などというのは、環境省の保護増殖事業では取り扱いができないものなのですよ。ですから、保護増殖事業計画に基づいて行われるものに協力するというだけでなく、むしろ北海道で独自の取組をやっていくという記載も必要ではないかと私は思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○吉中部会長 事務局からお願いいたします。

○事務局（武田課長補佐） ここに書かれている以外のものでも、例えば、植物はここに出てきませんが、北海道の生物多様性保全条例で指定しているヒダカソウなどの希少種に対する調査も行っております。

ただ、委員からシカ猟のオジロワシへの影響などの指摘がございましたので、ここに記載されている限りではなく、実際にどういう影響があり得るのか、どういうものをやらねばならないのか、環境省とも相談して、役割分担の中で北海道がやるべきものがあれば検討してまいりたいと考えます。

○白木委員 この7の中には、保護増殖事業計画に基づき実施される各種調査へ連携・協力と書いてあるのですが、それ以外の取組をするという書き方はできないものなのでしょうか。

○事務局（武田課長補佐） これは、あくまでもマスタープラン的なものでありまして、ここには、立場が明らかになっているもの、また、既の実施されてる事業に対しての協力について書き込んでいますが、現在実施されていないものについても否定するものではありませんので、必要に応じて実施するという考えであります。

○吉中部会長 私からも関連して確認させていただきます。

今の7の希少鳥獣等保護調査の対象となる鳥獣の部分は、あくまでも種の保存法による国内希少野生動植物種に指定されている鳥獣について記載するところなのではないでしょうか。そ

れ以外の希少種については、記載としてあまり想定されていないですか。

○事務局（武田課長補佐） そのほか、記載する必要があるればこの限りではないということは先ほども申しましたが、国の基本的指針の構成で、国においては種の保存法による調査の計画などを述べておりますので、取りあえずはそれに伴った構成にしているところです。

○吉中部会長 白木委員、再度、ご質問やご意見をいただけますか。

○白木委員 今のことに関連して、希少鳥類種に関しては、管理計画のようなものが存在していないのですが、例えば、保護増殖事業の対象になっていなくても問題がある生物というものはいらっしゃいます。そういったものをこの中で取り上げていただくためには、どのようなことをすればいいのでしょうか。

○事務局（武田課長補佐） そこは、ここでの議論というより、個別具体的な検討になるかと思えます。

○白木委員 そういうものは、いつ誰とすればよろしいのでしょうか。

○事務局（武田課長補佐） 具体的な例がないと分かりづらいのですが、どういう制度で執り行うべきものかについては、例えば、種の保存法の希少種ではないとしても、鳥獣保護法上の希少鳥獣になっていけば、それは国が責任を負うべきものであるから、国が行うべきとか、法的担保がなくても地域的に特に注目すべきようなものがあれば、北海道と相談するなど、課題ごとに対応することになるかと思えます。

○白木委員 個別に対応ということですね。

○吉中部会長 鳥獣保護管理事業計画自体は、あくまで鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づいて策定するということですので、その中で、希少種の保護について、国内希少種かどうかを問わず、どこまで書き込めるかは、事務局でも考えてみていただければと思います。

○事務局（武田課長補佐） 分かりました。7番目の項目について改めて説明しますと、希少鳥獣等保護調査になっているのです。具体的な中身としては、種の保存法で指定されているものを具体例として挙げていますけれども、必ずしも種の保存法に限定されているものではありませんので、ほかに表現がないかを考えたいと思います。

○吉中部会長 ほかに何かございますか。

○早稲田専門委員 24ページ一番下のオのところは錯誤捕獲の防止について書かれておりますが、私自身は、これがきちんと書かれたことは一歩前進ということで評価したいと思っています。

一方で、まだ問題があるということで、実際のところ、現場の状況からすると、結果的に錯誤捕獲でクマが捕獲されたときには、原則放獣ということになってはいますが、それが難しい場合は、捕獲されるという処置になると思えますし、そのときには、実際に銃を使わなければいけないという現状もあります。そうなってくると、そもそもその場所で銃器を使えるのかという課題も挙がっています。この書きぶりを読むと、設置場所を変更す

るなど、錯誤捕獲を防止するよう指導すると書いてありますので、道のほうで捕獲許可が出た段階でそこまでを含めてチェックするのか、その辺りが気になりましたので、課題としてご指摘したいと思います。

○吉中部会長 事務局からお願いします。

○事務局（武田課長補佐） 今、早稲田専門委員が指摘されたことについては、我々も大きな問題であると思っております。最近、ホームページでも調査結果を報告しましたが、錯誤捕獲により、くくりわなに捕獲されたクマが原因と思われる人身事故が発生しているところですので、今後、改めて考え方を整理しまして、市町村やわなを設置している方々に注意を促すような取組を行ってまいりたいと思っております。

○吉中部会長 ほかに何かございませんか。

少し大部になっておりますので、詳細までまだお目通しいただけていないかもしれませんが、先ほどのご説明でもありましたとおり、来月に予定されている次回の審議会で答申を出すことを目指しております。

鈴木委員、お願いいたします。

○鈴木委員 先ほど、資料の21ページのところでヒグマの被害発生時期に関するご説明をいただきまして、以前は冬眠の時期を外しているということでしたが、最近は、冬眠の時期であっても人間活動の影響により起きてしまうヒグマがいることから、冬眠時期も含めて通年で考えたいということでした。それは、人間活動の地域がヒグマの生息地にどんどん侵入しているから冬眠中のヒグマを起こしてしまうことがあるのか、あるいは、ヒグマが以前に比べて音に敏感になったといたしますか、冬眠から覚めやすくなる傾向にあるのか、何か従来からの違いがあつてのご対応なのでしょうか。冬眠中のヒグマを起こしてしまうことは、最近だけでなく、以前からもあつたのではないかと思つたものですから、その点を教えていただきたいと思つています。

○吉中部会長 それでは、事務局からご説明をいただけますか。

○事務局（武田課長補佐） 鈴木委員が最後に触れましたとおり、これは、今、急に問題になったからというわけではなく、昔から山林作業のときにはこのような事故が起り得ていましたし、何年か前にも事故がありましたので、それをきっかけに見直しを行ったということです。こういう事故が増えているとか、ヒグマの行動が変わつたとか、そういうわけではございません。

○吉中部会長 重要なポイントだと思います。この辺りは、ヒグマの管理計画でもまたご説明があるかもしれませんが、お気づきの点がありましたら、またそのときによろしくお願いいたします。

ほかにございませんか。

○坂東専門委員 資料1-2の38ページの傷病鳥獣救護の基本的な対応のところ、救護の対象としない鳥獣とあります。

まず、③の本道に本来生息しない鳥獣というのは、うちに問合せなども結構来るのです

が、本来は、そのまま放してしまうのではなく、見つけたのならどうにか捕獲してしまわなければいけないものが出てくる可能性もあると思います。こういうふうに書いてしまうと、要するに、本道に本来生息していない野生動物について、衝突なりで死んでしまうということではなく、たまたま保護したときには、見て見ぬふりではないですけども、そのまま放しなさいよということを言っているように感じますので、どういう意図で生息しない鳥獣は救護の対象にしないと言っているのか、教えていただければと思います。

また、⑤の有害性の高い鳥獣として捕獲されている鳥獣というのは、いわゆる有害駆除の対象種になっているものを表しているのでしょうか。何か定義的なものがあるのか、そこが分からないので教えてほしいなと思いました。

○吉中部会長 事務局からお願いいたします。

○事務局（武田課長補佐） これは道で行っている傷病鳥獣救護の制度に関する事項でして、③の本道に本来生息しない鳥獣というのは、例えば、道の協力機関となっているような施設にアライグマを持ち込まれても、道としてこれを救護しますという方針にはならないということです。

⑤も同じく、例えば、エゾシカを動物病院で治療しましたので、道の救護制度の経費を使えますかという質問をされた場合は、このような考えに基づいて、道としては対応しませんということです、それぞれの皆さんが救護されるのを否定するものではございません。

ただ、③については、先ほども外来種の取扱いで触れましたとおり、野外に放獣しないのが原則となります。

○坂東専門委員 野外に放獣しないのが原則だけれども、要するに、一般の人が何らかの形で鳥なり生き物を捕まえるという状況は、広く言うと全部救護になると思うのです。ちょっとした衰弱なのか、どこかに衝突して脳振盪なのかということがあろうと思うのですけれども、そうなると、救護という救護法の保護ネットワークの部分で言うと、救護の対象ではないけれども、もしも手に取って持ってしまった場合は、どこでどう扱うと考えればいいのでしょうか。

○事務局（武田課長補佐） この制度にのっとった場合、道に相談されても対応できませんので、もしそういうことがございましたら、ご自身で相談に乗ってくださるような動物病院や、収容に協力してくださるようなところに相談していただいて、対処していただくことになります。

ただ、野生鳥獣の場合は、捕獲の許可が個人には出しておらず、北海道が傷病鳥獣としての捕獲許可を所有していますので、そこら辺は北海道に相談していただいて、その中で対応しているという整理で、法律的なそごが生じないように配慮しております。

○坂東専門委員 保護をする人というのは、多分、素人が想定されると思います。それは、外来種というか、本来、北海道にいるものではなかった場合に、相談する場所なり、どこか必ず引き取ってくれる場所があるわけでもない中で、救護の対象にもしないし、持って

しまったら外に放しても駄目ですよというのは、矛盾しないのですか。

○事務局（武田課長補佐） そのような場合でも、これはあくまでも道の救護システムで指定動物病院とかの対応にならないというだけですので、振興局に相談していただければ、例えば、これはアライグマですから、こちらで引き取って、市町村の協力を得て処分するという事もできますし、そのほか、⑤に該当するようなものでも、その都度、対応は相談いたします。あくまでも道としてシステムにのっとった対応はしないというだけですので、振興局にご相談いただければ、例えば、状況を聞いて、しばらく放置して回復を見てくださいということもあれば、振興局のほうで取りあえず引き受けましょうかということも、随時、行っております。

○坂東専門委員 文書でこういうふうに計画として出てくる中で、例えば、傷病鳥獣救護の考え方と、一般の人がふと手にしてしまう可能性というものの、傷病鳥獣自体の定義自体はすごく曖昧なものではないですか。本当にけがをして、明らかに車の交通事故とか、そういう事例ではないこともあると思うのですよね。例えば、幼獣だったりとか、いろいろなことがあって、国内で言う外来種、例えば、ホンドテンだったり、いろいろなこともあると思うので、何か表現としてそれぞれで対応しますよということになっても、うちでも実際に道南のほうでホンドテンが危険ですよ。小さいときに保護をして、鳥獣保護員の方が保護されていて、育てて大きくなって初めて、これはクロテンではなかったと気づいて、どうしようもない状況になったということで、うちで引き取ったということがあります。そこら辺のことが何か記述の中で矛盾して見えてしまうというのは、これ自体はあくまでも計画案だから、先ほどいろいろな議論でもあったのですけれども、解釈の仕方というのは、その都度できますよという考え方でいいのですね。

○事務局（武田課長補佐） ここに全てを書いて一つ一つ定義することはなかなか難しいですし、実際には現場で対応していかなければならない問題もございます。また、普及啓発の側面も考慮しなければなりませんので、この管理計画には全て書けませんけれども、あとは、傷病鳥獣の取扱い要領や運用の中で、ご指摘のようなことも含めて、善意で保護された方の気持ちを無にしないような対応を図っていきたいと思います。

○坂東専門委員 分かりました。というのは、いろいろ相談を受けたりすることが多いのですね。やっぱり同じものに関しても、それぞれの市町で解釈が違ったり、きっと道でも担当の方によって考え方が違ったりするので、もうちょっと有害性の高い鳥獣として捕獲されている鳥獣というのは、やっぱり解釈の仕方になってくるような気がして、その対象種にしているものなのか、そのときの状況によって有害だと判断しているものなのかとか、すごく幅があっていいという見方もできるのですけれども、文面どおりにいくと、これは対象ではないから触らないで放っておいてくださいという話にもなってしまうのかなと思ったものですから、この趣旨自体がそういうふうにならした計画に基づいて、とはいえ、ケース・バイ・ケースでいろいろな対応もあり得ますというぐらいに読んだほうがいいという理解でいいのですか。

○事務局（武田課長補佐） ここにあるのは、あくまでも基本的考えであると理解していただければと思います。あとは、実際に坂東専門委員のところと、まさにそうなのですけども、実際に傷病鳥獣がいて、それをどうするかというのは、随時、対応しながらやっていきたいと思っています。

○吉中部会長 こういう説明を聞くと理解できるのですけれどもね。鳥獣保護管理事業計画というのは、別に道庁内部の資料でもないし、道民の方によく知ってもらって、これに沿ってご協力をいただきながら進めていくという趣旨のものだと思いますので、どういう書きぶりかいいのかは分かりませんが、そういう観点から、誤解を招かないような工夫をしていただくことはできますでしょうか。

例えば、39ページにシステムフロー図がありますが、野生鳥獣のことを全く知らないお子さんが何かを見つけたときに、一体どうすればいいのかと尋ねられて、お母さん、お父さんがどうしなさいということをするのに、これだとちょっと不親切かなという気がしておりますので、少し工夫していただいてもいいでしょうか。

○事務局（武田課長補佐） 子どもが持ち込んだ場合などの細かなところについては、これとは別に定めている要領に書かれております。ただ、部会長がご指摘のような事実もございまして、書き方については、どんなことができるか考えさせていただきます。

○吉中部会長 ほかにございせんか。

（「なし」と発言する者あり）

○吉中部会長 時間が押してしまいましたが、先ほどもお話したように、次回のこの部会で答申を出すことを目指しております。今、何か所か貴重なご意見をいただいておりますので、どういうふうに反映できるのか、ぜひ検討していただいて、その他、精査をしていただいた上で、次回の部会で皆様からもう一度ご意見をいただきたいと思います。

また、今は気づかなかったことに関しましても、何かお気づきの点が出てきましたら、1週間中ぐらいにご意見をいただければ大変ありがたいです。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次の議事（2）の北海道アザラシ管理計画（第3期）の策定についてに移りたいと思います。事務局から説明をよろしく願いいたします。

○事務局（山中主幹） 事務局の山中と申します。

私から、資料2-1と資料2-2に基づきまして、アザラシ管理計画（第3期）の概要を説明させていただきます。

まず、資料2-1に沿って概要を説明した後に、本文において特に変わっている部分のご説明をさせていただきます。

まず、第3期計画の素案（案）の概要に関し、考え方についてですが、道では、ゼニガタアザラシとゴマフアザラシによる被害の深刻化を受け、平成27年に管理計画を策定いたしました。その後、29年に第2期計画を策定、対策を継続した結果、令和2年の夏の確認個体数551頭は、令和2年度事業実施計画の削減目標である27年の個体数1,4

13頭の2分の1以下を達成いたしましたして、漁業被害額も8,900万円に減少してございます。一方、深刻な漁業被害が続いている地域があることなどから、第3期計画を策定し、対策を継続することとしたいということです。

計画の概要ですが、基本的な考え方としては、第2期計画の内容を引き継いでございます。ただ、これまで得られた知見やデータを反映したり、振興局なり委託事業の中で、銃以外の捕獲方法の検討結果を取りまとめてございますので、そちらが大きな追加となっております。

目的と鳥獣の種類は、こちらに書いてあるとおりとなります。

計画期間については、先ほど説明いたしました鳥獣保護管理計画に基づく計画となっておりますので、同じ期間となっております。

次に、管理目標についてです。

(1)として、冬期北海道回遊群は、一般的にロシアのほうから冬期に来遊してきて、夏に帰っていく通常パターンのアザラシで、夏期北海道回遊群は、夏に風連湖にいる個体群ですが、こちらについては、従前どおり、個体数の削減目標は設定しませんが、被害防止等の捕獲は引き続き実施いたします。この理由についても、前回から引き継いでございますが、個体数管理に必要なロシアも含めた分布域全体の個体数推計が困難な状況が継続していることによります。

(2)の周年定着個体については、冬にやってくるもので、礼文島や稚内市で夏も退去せずに現地にとどまる個体でございます。こちらについては、現在の計画どおり、平成27年の確認個体数のおおむね2分の1の削減を目指すという管理目標にしております。その考え方としては、過去5年間、平成27年度から令和元年度の漁業被害額が半分以下に減少しており、第2期計画の目標は適切な水準と考えられるため、アザラシ管理検討会で評価の上、第3期計画に反映するということです。

次に、5番の被害防除対策についてです。

一つ目の市町村や漁業協同組合などによる捕獲、追い払いについては、交付金の活用を進めてございます。捕獲については銃やわなを用いて捕まえることで、追い払いについては、轟音玉や超音波忌避装置などを使って、その場から追い払うという定義でございます。

二つ目は、トド採捕従事者の積極的な活用ということで、アザラシの捕獲については、船上発砲などの特殊な技術が必要となりますため、トド法に基づくトド採捕従事者については、狩猟者免許がなくても、鳥獣法に基づく許可捕獲の対象とすること、また、これはトド採捕従事者に限ることではございませんが、留萌、宗谷地域で捕獲期間と捕獲頭数の緩和を行うことを継続してまいります。

三つ目に、これまでの捕獲手法の検討で得られた知見を一般の方や漁業関係者の方々に開くアザラシワークショップで広く周知してまいります。

次に、6番目のモニタリングについてです。

(1)の個体数、捕獲頭数、混獲頭数ですが、周年定着個体、回遊群の個体については、

定点カメラ等で計測し、個体数の変化を分析いたします。また、道の各種統計から捕獲頭数と混獲頭数を把握いたします。

(2) の漁業被害については、アザラシやトドも全部含んだ海獣類漁業被害実態調査により、アザラシによる漁業被害額を把握し、また、平成28年度より実施している漁業被害の増減などについて、関係者への聞き取り調査を継続してまいります。

最後に、計画の評価・検証についてですが、学識経験者による管理検討会を毎年度開催しまして、計画を評価、検証し、また、アザラシワークショップを開催しまして、関係者と情報共有いたします。

次に、本文について、特に大きな変更の部分だけご説明させていただきます。

まず、1ページの1の現状についてです。

ゴマフアザラシは、冬期に流氷とともに全道沿岸に回遊し、滞在する一方で、夏の主要生息地については不明な点が多かったのですが、これまで行われてきた発信器装置による繁殖地推定の研究結果から、表1のような結果が導かれておりますので、表1を追加してございます。

めくっていただきまして、2ページ目でございます。

表2は冬期の確認個体数の推移、表3は夏期の確認個体数の推移となりまして、それぞれデータを更新してございます。また、表3の上の部分になりますが、礼文島のトド島では繁殖も確認されているということです。前回の部会で白木委員より将来的に別の系統の集団がつくられる可能性について質問があり、持ち帰らせていただいておりますが、先生方に確認したところ、現状において妊娠個体は以前よりも減少しており、その割合からいっても、新たな集団がつくられる状況ではないということでした。

3ページに参ります。

ゼニガタアザラシについては、希少種ということで、国の所管になりますが、下線部にあるように、平成28年に希少鳥獣管理計画を策定し、計画的な管理が行われてきており、策定当初は計画期間が3か年とされておりましたが、漁業不振等により計画の評価を行うことが困難な状況となったため、1年延長された後、令和2年3月に第2期計画が策定され、対策が継続されてございます。

少し飛ばしまして、1-2の漁業被害額についてです。

表4はデータを更新しており、被害額の傾向については、下線部にあるように、年々増加の傾向を示していましたが、その後は減少に転じ、令和2年度は約1億2,400万円となっております。

めくっていただきまして、4ページ目になります。

表5-1の漁業被害額について、最近はトドも含めて減ってきてございますが、表5-1のゴマフアザラシとゼニガタアザラシをトータルした数字でいきますと、令和2年において被害額が多いのは、宗谷、日高、根室となっております。表5-2のゼニガタアザラシに限って言いますと、日高が非常に高く、表5-3のゴマフアザラシでは、宗谷と根

室が1,000万円を超えているような状況でございます。また、留萌と後志を見ていただきたいのですが、こちらの地区のように被害額が大きく減少していて、アザラシの姿が見えないという証言があるような場所もございます。

1. 3は食性についてです。表6を参照いただきたいのですが、委託事業である胃内容物調査の食性分析結果が出ましたので、三つの地区の過去と現在の食性データを追加してございます。

1. 4は、捕獲の現況についてです。下線部にあるように、ゴマフアザラシの有害捕獲数は、平成26年度、27年度は増加しましたが、28年度以降は減少傾向にございます。

ここで、表7-1に修正がございまして、平成15年のゴマフアザラシの計に6と書いてありますが、こちらは13となりまして、平成16年のゴマフアザラシの計の14も、16の間違いでございまして、修正をお願いいたします。

捕獲頭数については、こちらに書いていないのですが、礼文地区での捕獲がなかなか難しくなってきたております。それについては後ほど触れます。

6ページをご覧ください。

3行目の「また、」のところですが、生息地においては、定置網などでアザラシ類の混獲が発生しておりますので、その混獲頭数を水産林務部の集計から引用させていただき、まとめてございます。混獲頭数については、表7-2を見ていただくとお分かりのとおり、平成26年と29年は100頭を超える頭数となっている一方で、近年は、38頭、28頭と非常に低い頭数となっております。いずれにしても、今のところ生態系に影響を与えるような混獲はないと言われてございます。

少し飛ばしまして、7ページでございまして、

1. 6の効率的な捕獲手法の検討を新しく追加してございます。平成27年度から捕獲手法を検討し、活用方法を取りまとめており、区分として、銃、空気銃、刺し網、箱わな、建て網としておりますが、下に書いているように、実際の委託事業のほかに、宗谷総合振興局、留萌振興局の事業の結果も入れてございます。後ほど詳しく説明いたしますが、銃を活用した捕獲手法の下の段にあるように、装薬銃による捕獲を継続した場合、学習効果により発砲前にゴマフアザラシが上陸場から海中に逃避するようになり、捕獲困難となる事例がありました。先ほど礼文島で捕獲が減っていると申しましたが、これも、実は、礼文島で装薬銃による捕獲を継続した結果、彼らが海中に逃げてしまって、捕獲が難しいという状況が生じているところなんです。

次に、2番の課題でございまして、

2. 1は、分布域全体での個体数推計ですが、現在のところ分布域全体の頭数や増減傾向を把握するには至っていないところなんです。

また、2. 3のアザラシ類捕獲従事者については、今後もトド採捕従事者によるアザラシ類捕獲の推進と捕獲従事者の育成なども検討する必要があります。

2. 4の銃以外による捕獲手法の確立については、下から4行目の下線部にあるように、

季節ごとに銃や刺し網などの捕獲方法を検討できれば、さらに効率よく、アザラシに学習させにくい捕獲が可能になるということですが、現在のような装薬銃のみを続けていると、アザラシの学習効果で捕獲効率が落ちてくるため、今後は考慮する必要があるという課題がございます。

次に、9ページでございます。

3番は計画策定の目的になりますが、主な変更部分のみ説明していきます。

まず、10ページをご覧ください。

7. 1の冬期・夏期北海道回遊群については、2020年の国際自然保護連合のレッドリストから引用しまして、最新調査でゴマフアザラシの成熟個体数は32万頭というデータに更新してございます。

7. 2は周年定着個体ですが、先ほど申しましたとおり、前回の計画である平成27年の個体数の2分の1以下を引き継ぐという考えを示してございます。

11ページをご覧ください。

8の被害防除対策に関する事項ですが、特に主流となっている銃による捕獲は、地域ごとに隔年の実施や、空気銃の活用など、アザラシに学習させない工夫が必要なことをアザラシワークショップ等で関係者に広く周知し、効果的な捕獲の推進に努めることとしていきます。今までは銃以外の捕獲方法を検討するとしておりましたが、今後はこういったことを周知してまいるという記載に変えてございます。また、環境省でも試験研究を行っておりますので、その成果の情報共有に努めることとしております。

最後に、12ページでございます。

10の実施体制に関する事項については、記載が今までと変わりませんが、説明だけさせていただきます。

10. 1は、学識者から成る北海道アザラシ管理検討会を毎年度開催しまして、前年度の取組やモニタリング結果などから、計画の評価、検証を行うとしていきます。

10. 2の事業実施計画については、周年定着個体数の削減目標等を定めた事業実施計画を毎年度策定し、検討会において検証した前年度の実施結果を次年度の計画に反映していくとしていきます。毎年度の実施結果等を取りまとめ、評価をいただきまして、さらに次年度の計画に反映していくという流れを引き継いでまいりたいと考えてございます。

事務局からは以上でございます。

○吉中部会長 資料2-1と資料2-2のご説明をいただきました。

委員からご質問やご意見を賜りたいと思います。お願いします。

○大原専門委員 ご報告をありがとうございました。

瑣末なことかもしれませんが、3ページ目の真ん中の1. 1. 2の一番下の下線部が引かれたところについて、策定当初、計画期間は3か年とされていたが、期間内の漁業不振等により計画の評価を行うことが困難な状況となったというのがしっくりこなかったのです。ページの一番下に、被害額は、想定される漁獲量に対して減少した漁獲量の推定値と

あるので、差が出されるということで行くと、漁業不振によって計画の評価を行うことができなかつたというのが、漁業不振自体がアザラシの影響なのか、漁業不振によって計画の評価ができなかつたのか、すつとのみ込めなかつたのですが、ご教示いただけますでしょうか。

○吉中部会長 確かにちょっと分かりにくいかもしれません。

○事務局（山中主幹） まず最初に、ゼニガタアザラシの計画と評価については、環境省の保護管理検討会のゼニガタアザラシ科学委員会でされた記載をそのまま抜いてご置きます。管理検討会の中では、ゼニガタアザラシのいろいろな対策の評価の一つとして、漁業被害額がどれだけ改善されたかの増減で判断をするということだったのですが、この期間内の特にシャケの不漁がひどくて、評価できるまでの漁獲量が得られなかつたという結論を得ていると理解してご置きます。こちらの評価は、私どもではなく、環境省がやったものとなりまして、あまりにも漁獲が少なくて評価ができないということでした。

○吉中部会長 説明を加えたら少しは分かりやすくなるのですね。そもそもの計画期間は、平成28年3月に策定されたので、30年ということですかね。このときは、漁業不振で被害額の推定に至るほどの魚が捕れなかつたということで、令和元年に期間が延びて、その後、評価されたと理解すればいいのですか。

○事務局（山中主幹） おっしゃるとおりでございますので、今、ご教示いただいたような内容で、分かりやすい記載にさせていただきたいと思ひます。

○吉中部会長 ほかに何かございませんでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○吉中部会長 それでは、こちらもお気づきの点が出てまいりましたら、1週間以内ぐらいをめぐに、事務局にご意見やご質問等をいただければありがたいです。それを踏まえて、修正していただき、次回の部会でもう一度お目通しいただくことにしたいと思ひます。

それでは、ここで5分ほど休憩を取らせていただいて、会場の換気、また、トイレ休憩という形にしたいと思ひます。今は3時25分ですので、30分に再開ということで、よろしくお願ひいたします。

[休 憩]

○吉中部会長 それでは、再開いたします。

議事（3）の北海道ヒグマ管理計画（第2期）の策定についてご議論をいただきたいと思ひますので、まず、事務局から説明をよろしくお願ひいたします。

○事務局（武田課長補佐） 事務局の武田です。

資料は3-1と3-2がございませうが、主に資料3-1の概要に沿って説明し、必要に応じて、資料3-2の計画の素案（案）を参照することとします。

下線の意味は、先ほどの鳥獣保護管理事業計画と同じく、概要では重要なポイントを、

本編では現行計画からの変更点を示しております。

なお、当初、皆様にお配りした資料に一部変更がありましたところは、金曜日にお知らせしたとおりです。別添資料編の資料6としていたものを削除し、以下の資料が一つずつ繰り上がる形です。

前回の自然環境部会でも説明したとおり、本計画については、平成29年度4月から今年度いっぱい計画期間としており、今回が初めての計画更新となります。ただし、これに先立ち、平成12年度には、渡島半島を対象に、渡島半島地域ヒグマ保護管理計画を策定し、平成25年度には、法定計画ではございませんでしたが、北海道ヒグマ保護管理計画を策定してきたという経緯がございます。

まず、資料3-1の一番上の「第1 計画の策定にあたって」の「1 計画策定の背景・目的」についてです。

ここで示しております考え方は、前回も触れましたが、基本的には現行計画のものを踏襲しております。ただし、人身被害の増加や市街地周辺への出没などの昨今の状況を踏まえ、下線部について特に記述を追加しているところです。

また、ここで資料3-2の1ページ目の「① 人とヒグマの歴史」の最後の下線部を引いているところをご覧いただきたいのですが、今、資料3-1でも触れた市街地周辺の状況に加え、その下の段の社会構造の変化なども踏まえて、今後、計画の検討を進める必要があることも新たに追加しております。

次に、資料3-1に戻りまして、「2 計画期間」ですが、これは記載のとおりです。

「3 管理区域」は、現計画と同様に、北海道全域とした上で、ヒグマの生息域のまとまりを五つの地域個体群に分けて、それぞれの推定生息数を明らかにし、捕獲上限を定めるなどの管理を行うこととしております。

次に、「4 現状」の「(1) 生息状況」についてですが、今回は、最新の研究による推定生息数を示しました。ここに書いてございますが、ヒグマの推定生息数は、平成2年度の中央値が5,200頭、平成26年度が同じく1万500頭、令和2年度が1万1,700頭であり、平成2年度と令和2年度を並べると約2倍となっております。引き続き、個体数は増加傾向にあると考えられます。これは、現行計画と同じく、生息密度や痕跡数の調査などから、コンピューターシミュレーションによって導き出した数字で、現行計画では推定値の上限と下限の平均値をもって生息頭数を示していましたが、今回は、データ数の増加に伴い推定精度が上がり、中央値で個体数を示すことができるようになっております。より適切な管理のためにも、できる限り高精度な生息数の情報を得ることが必要不可欠であり、今後も個体数推定に必要な調査を継続して実施する必要があります。

資料3-2の別冊参考資料編は、通しのページを振っていないので分かりづらいのですが、別冊資料編の3枚目の下にグラフ等が出ておりまして、これ以降、より詳しい説明で地域個体群ごとの推定生息数と過去からの推移等を示しているところです。

次に、資料3-1の2ページ目の「(2) の人身被害」についてです。令和元年度以降

は0人から6人で推移してきていますが、近年、市街地等への出没が増加するなど、出没形態の変化も懸念される中、今年の令和3年度には札幌市東区で4人が負傷するなど、今までに例を見ない大都市部での人身事故が発生しております。また、死傷者数についても、これを作成した時点では合計9名で、現在は、けがをされた方が2名加わって、11名となっており、過去最多だった昭和39年の8名を上回るものとなっております。昨年度までの詳しい被害状況は、資料3-2の別添参考資料編の資料3の次のページに、昭和37年から昨年までの経緯が整理されています。

次に、資料3-1に戻りまして、「(3) 農業被害」についてです。平成9年度に1億円を超えて以来、増減しながら徐々に増加をし、平成30年度以降は2億円台という高い値で推移しております。また、最近の傾向として、特に道東の一部地域で家畜被害が相次いでいます。詳しい状況は、先ほど共有しました資料3-2の別添参考資料編の資料3にいろいろなデータが載っておりますので、後をご覧ください。

次に、「(4) 捕獲数」についてです。いわゆる春グマ駆除と言っておりました残雪期の有害捕獲が終了した平成元年度の184頭から徐々に増加し、平成29年度以降は800頭から900頭という高い水準で捕獲数が推移しています。こうした捕獲数の増加原因としては、下線部にありますように、個体数の増加や、問題個体と言われる農作物を食害することを学習した個体や、人の存在を恐れず、人の生活圏に隣接した地域に出没する個体などが増加していることが考えられるところです。捕獲数の詳しい推移は、先ほど示しました別冊参考資料編の資料4にございます。今、ヒグマの捕獲数が共有されていますが、ここで詳しく説明されていますので、また後ほどご覧ください。

次に、資料3-1に戻りまして、「第2 管理」の推進についてです。

「1 管理の目標」ですが、(1)では、人身被害の発生を可能な限りゼロにするという目標を掲げているところです。現行の計画では可能な限り減少させるとしていましたが、この案ではゼロとしております。一方で、(2)では、地域個体群の個体数指数を絶滅のおそれが高まることを予防する水準である予防水準以下に下げないように、被害防止のための管理を行うことと、個体群絶滅のための保護を行うという2面を目標として掲げているところです。

次に、「2 数の調整に関する事項」ですが、ヒグマと人のあつれきの多くは、ごみや農作物などに執着した問題個体に起因していることから、こうした個体を排除することで総個体数を維持しつつ、あつれきの抑制を図ることができるという考えから、捕獲対象は、段階を1から3まで分けた問題個体とし、かつ、地域ごとの捕獲上限数の遵守を原則としております。

また、今回の改正点としては、下のほうの下線部にあるように、「ただし、市街地出没、人命に危害が及ぶ可能性があるなどのいわゆる緊急事態発生時などは、問題個体の発生、出没状況を判断し排除を優先する」という考えを加えております。これは、個体の行動の有害性に着目した捕獲判断だけでは、急に市街地に侵入した場合などに対応が遅れるおそ

れがあるからです。

ここで、資料3-2の別冊参考資料編の資料5をご覧ください。今、見ているのがヒグマ出没時の有害性判断フローですが、左側にある市街地等出没時緊急対応判断に加え、市街地に出没し、緊急的な対応が求められた場合に地域が判断に迷わないよう工夫をしています。

裏には、もっと細かな説明として、有害性判断の段階に応じた対応方針がございますが、これについては、従来より具体的に整理し、地元における対応の判断の助けになるように工夫しているところです。

また資料3-1に戻りますが、一番下の「一方で」以下のところで、昨今、全道各地において、農業被害の増加や人の生活圏に隣接した地域や市街地へ出没するなど、従前とは異なる出没形態が増加していることを踏まえ、個体数調整の可能性や在り方などについて検討を進めることについても触れております。特に、最後の個体数調整の可能性や在り方云々については、さきに説明しましたヒグマの個体数の増加傾向、人身被害の発生、農業被害の増加を踏まえ、数の調整に関する事項では、現在の方針において問題個体の排除をメインにしておりましたが、今後は、次期計画の期間中に個体数調整の可能性についても具体的な検討を行うことを新たに記載したものです。

次に、資料3-1の3ページ目の一番上にあります「3 目標達成のための方策」についてです。ここは表が二つに分かれています。上が「(1) 人身被害防止、人里への出没抑制、農業被害軽減のための方策」で、下が「(2) 地域個体群存続のための方策」となります。このうち、(1)については、今までの取組に加え、下線部を追加し、地域の対応力の強化を図るとともに、残雪期の狩猟期間の設定についても、より具体的な検討を行っていく考えを示しております。

また、(1)の表の2番目の項目にある「例外的に緊急対応を行うことができる判断基準を設定」という言葉は、さきに説明したフロー図を示しております。この辺りは、資料3-2の11ページから14ページに詳しく書いてありますが、特に14ページをご覧ください。「オ 市街地等出没時緊急対応判断」というのは、新しく加えたものですが、この中で、地域においてどのような対応を取るのか、あらかじめ方針を定めておくゾーニングの考え方を新たに加えているところです。

資料3-1に戻りまして、3ページ目の下半分の「(2) 地域個体群存続のための方策」ですが、上の段の調査研究モニタリングのところに、個体数推定の精度を向上させるための調査等が非常に重要だということを新たに書き加え、強調しております。

次の段にあります総捕獲数管理は、現行計画と同じ考えですが、資料3-1の4ページ目の上段に数値を示しているとおおり、絶滅回避のために予防水準を設け、それ以下に個体数が下回らないよう、地域個体群ごとにメスの捕獲上限数を定めています。個体数に影響を与えるのは、オスよりもメスのほうが大きいということで、メスに着目して捕獲数上限を定めています。この考えの詳しい説明は、資料3-2の15ページから18ページにご

ざいます。

ここで、資料3-2の16ページをご覧ください。下半分のウの部分には全て下線が入っておりますが、これは、従来の考え方を変えたものではなく、従来の記述を書き直すなどの表現方法の整理によるものです。

最後に、資料3-1に戻りまして、4ページ目の下半分の「第3 計画の実施に向けて」についてです。ここでは、表の3段目にある計画の実施体制のところの下線が引いてありますが、道がコーディネーター役となって、市町村、猟友会、農協、警察等との連携を強化し、地域対応力の強化を図る旨を新たに記載しているところです。その一環として、次の下線部に出没時対応の実施訓練を実施するとありますが、例えば、市街地周辺や人家が近くにある場合、鳥獣法における銃による捕獲が困難だということがよくありますので、こういうところに実際にヒグマが侵入したらどのような対応ができるのか、それぞれの役割分担はどうするのかについて、警察などとも一緒に事前にシミュレーションをしていくことが今後の地域における対応には重要であろうということを強調してございます。

詳しくは、資料3-2の18ページ以降にございますが、細かな説明は割愛いたします。

ここで、21ページの下線部のところを見ていただきたいのですが、昨今のヒグマとのあつれきの増大に鑑み、生息状況や社会状況に大きな変化が生じた場合は、より有効な保護管理を推進するため、本計画の途中での見直しもあり得るということに触れております。

これ以降は、先ほども要所、要所で触れておりましたとおり、参考資料となりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

説明は以上でございます。

この計画についても、次の自然環境部会で答申をいただいた後、パブリックコメントを経て、年度内の策定を目指してございます。

以上です。

○吉中部会長 それでは、委員からご質問やご意見を承りたいと思っております。資料は3-1及び3-2でございますが、いかがでしょうか。

前回の部会では、早稲田専門委員からだったでしょうか、現場での対応体制についてしっかり書き込むべきだというご意見があったかと思っておりますが、今ご説明いただいたとおり、その辺が割と踏み込んで書かれております。その辺りも含め、特にございませつか。

○早稲田専門委員 実は、明日、ヒグマの検討会が予定されておまして、私はそちらにも参加させていただいております。そこでまた、議論が出るかと思うのですが、今の一つのポイントになっているのは、地域においてヒグマにきちんと対応できる体制をつくるということです。その中でも、研修や連絡協議会といった場については、ここに大分書き込みがされていると思っております。ただ、それに実際に対応できる人をどういうふうに配置するかというのが大きなテーマになっておりますので、具体的な文言というより、今、個別の検討会では、そういうことが課題になっていることをご紹介しておきたいと思っております。

○吉中部会長 今のご意見は、先ほどの鳥獣保護管理計画の中にも関連する項目があるのかと思いますので、その辺りも検討していただければと思います。

ほかによろしいでしょうか。

○鈴木委員 今、ご説明いただいた各点について、全て異存はございません。

一つ追加で教えていただきたいことがあるのですが、最近の被害の様子を拝見しますと、頻繁にヒグマが出ている地域でどなたかが負傷したというより、思いがけないところで唐突にヒグマが現れて、後ろから襲われるといった事例があるように思うのです。つまり、防ごうと思っても防ぎ切れない事故が今後も増えるのではないかという懸念を抱いております。

これに関連して、防ぎ切れない事故については、補償等で対応するしかないと思うのですが、補償については、一体どこで具体的なことを提案、検討されるのか、補足で教えていただきたいと思います。

○吉中部会長 事務局から何かご説明できますか。

○事務局（武田課長補佐） 鈴木委員の指摘のような事故の状況というのは、確かに千差万別でして、これが原因でどのように対応したらいいのかというところがなかなか見えないのが対応の在り方の悩みどころと考えています。野生動物による人身被害の公的な補償というのは、残念ながら日本の制度の中にはございません。多分、任意の保険でもないのではないかと思います。環境法については、鈴木委員が一番お詳しいと思うのですが、日本の法律体系上、野生動物は無主物ですので、それに対しての責任というのはなかなか難しいかと思いますし、傷害保険や死亡保険、また、不慮の事故や天災でけがをされた際の保険でしか対応できないのではないかと思います。お答えになっていますでしょうか。

○鈴木委員 私も不勉強でよく分からないのですが、たしか、兵庫県では、地方公共団体で補償制度を設けて、野生生物の保護に伴う事故や事件が発生した場合には、補償をしているような地域があったと思うのです。ですから、個人的には、北海道でもこれほど大きなヒグマの人身事故が続くようになると、何もしないわけにはいかないように思うのです。そういった事柄について、今すぐ整理するのは困難でも、今後の見通しや計画をどこかで検討したほうが良いのではないかと思います。ただ、それをヒグマの管理計画に入れるべきなのか、あるいは、別途違うところで考えるべきなのかというのは、私には判断しかねるところでございます。

○吉中部会長 事務局からお願いいたします。

○事務局（武田課長補佐） 貴重な情報をありがとうございます。我々も不勉強で知らなかったのですが、ちょうど明日、ヒグマの保護管理検討会があり、各方面から専門の方々が集まりますし、座長をお願いしています梶先生がちょうど兵庫県森林動物研究センターの所長なので、このような制度がないか、聞いてみたいと思います。

また、我々も勉強してみて、北海道ではどのような対応が可能か、研究していきたいと思いますが、まだ熟知していないので、今回の管理計画に入れ込むのは難しいと思います。

ただ、北海道として使えるような制度があれば、検討してまいりたいと思います。

○吉中部会長 ぜひ検討会でも考えていただければと思います。

まずは事故を起こさないということが重要ですし、資料3-2の1ページでは、まちづくりや土地利用の在り方といった社会環境の視点からも検討を進める必要があるとまでは書いていただいておりますが、万が一起きたときにどうするのかということも考えていただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○吉中部会長 それでは、こちらについても、ご意見がありましたら、できるだけ早くいただければと思います。

また、先ほど早稲田専門委員からご紹介いただいたとおり、明日はヒグマの保護管理検討会が開かれるということですので、今回は、そこでの議論の様子も教えていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、最後の議事(4)の北海道エゾシカ管理計画(第6期)の策定について、進めていきたいと思っております。

まず、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

○事務局(坂村課長補佐) それでは、北海道エゾシカ管理計画(第6期)素案(案)について、資料4-1と4-2によりご説明いたします。

私は、自然環境課でエゾシカ対策を担当しております坂村と申します。よろしくお願いいたします。

まず、申し訳ありませんが、訂正がございますので、先にお知らせいたします。

資料4-2の本文の11ページをご覧ください。

下のウの南部地域の説明の最後から2行目に「生息数の増加に歯止めをかけ減少に転じさせ、次期計画以降に」とあるのですが、これは、文章をつくっている最中に、第6期計画の「次期計画以降に」という部分をそのまま誤載してしまいました。これは「今期計画」の誤りでしたので、訂正させていただきます。

もう一つ、その下にある地域別の管理水準という表ですが、これは資料4-1の中段の下のほうにも同じ表がありまして、そちらの表現が正しいものとなります。南部地域のところに「設定しない」と書いておりますが、概要にございます「個体数指数を減少に転じさせる」というのが正しいものとなりますので、その部分のついての訂正をよろしくお願いいたします。

それでは、引き続き、説明に移らせていただきます。

まず、本題に入ります前に、この計画の検討に当たりましては、エゾシカの行動、生態などに詳しい研究者で構成されますエゾシカ対策有識者会議におきまして、部会等での検討を含めて、11回にわたり意見を伺っているところでございます。

また、その際には、現状、課題などを把握するため、特に、捕獲を行うハンター、利活

用事業者、被害を受ける農業者など、関係する方々から意見を聞く機会を設けながら取りまとめたこととお知らせいたします。

改めて、この計画については、鳥獣保護管理法に基づく第二種特定鳥獣管理計画に位置づけておりまして、増え過ぎたエゾシカを管理し、各種被害の減少や自然環境への影響の低減を目指していくこととしているものでございます。

それでは、資料1の北海道エゾシカ管理計画の案の概要をご覧ください。

まず、一番最初に書いてあります経緯・趣旨については、平成29年度から令和3年度までの現行計画の期間における主な経緯等を記載しております。平成30年は、誤射による死亡事故が発生しまして、その後、銃猟の安全対策の徹底に向けた取組が実施されております。そして、平成30年以降、捕獲頭数が減少しまして、11万頭程度となっている状況にあります。

また、農林業被害額につきましては、この期間も39億円程度と高い水準のままで推移している状況です。

一方で、この間、捕獲したエゾシカを食肉等に利用する有効活用の取組が着実に進展しており、こうしたことも踏まえ、適正な個体数管理と捕獲個体の有効活用をエゾシカ対策の両輪として進めてきております。

新しい計画については、現計画と同様に、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間としているところでございます。

次に、1枚めくっていただき、エゾシカ管理計画（第5期）の主な実績について、先に説明させていただきます。

第5期計画における令和3年度の目標については、東部地域は指数を50以下、西部地域は150以下、南部地域は減少へと転じさせることとしておりましたが、令和元年度の実績では、東部地域は128、西部地域は257、南部地域は一貫して増加傾向にあるということで、今期計画中の目標達成が難しい状況となっております。

次に、現在の生息数について、こちらは推定値になりますが、昨年度の令和2年度は、東部地域、西部地域を合わせて、一昨年と同数の67万頭を見込んでおりました。ただ、青い棒グラフを見ていただくとお分かりのように、平成30年度、令和元年度と捕獲数が減ってきていたのですが、令和2年度は減少に至らず、捕獲数が再び上昇したことから、この結果を踏まえて、捕獲圧が十分ではなかったと考えているところです。

次に、その下にあります農林業被害額については、平成23年度に最高値となり、その後、徐々に減少してきておりましたが、この計画期間に入ってから減少率の鈍化が見られており、高水準にあるという状況になっております。

次に、裏面のページをご覧ください。

こちらは交通事故と列車支障件数についてです。交通事故については、平成28年度以降、上昇しておりまして、昨年度は過去最高となっております。列車支障件数については、平成23年度以降、上下を繰り返していたところですが、昨年度の令和2年度は過去最高

という状況になりました。

そして、一番最後の有効活用の推進については、平成28年度にエゾシカ肉処理施設の道の認証施設を改めて設定したところ、その認証施設が徐々に増えているという状況を示しております。

実績については以上ですが、この先の概要にあります主な変更点については、本文をご覧いただきながら説明させていただきます。

その前に、全体として本文中に下線を引いている部分は、今回変更しているところとなりますので、ご了解いただきたいと思います。

それでは、資料4-2の2ページをご覧ください。

真ん中より下のカについては、エゾシカ管理計画（第5期）の策定ということで、第5期計画の考え方と、この間に発生した事故の件などを説明しているところです。ここが今回の計画につながってくる部分とご認識いただければと思います。

次に、3ページをご覧ください。

一番上の新型コロナウイルス感染症による影響については、昨年1月に国内で新型コロナウイルスが初めて確認され、こちらのエゾシカ対策にも影響があったことをうたっており、今後の対策の推進においても課題になっていることを加えております。

次に、4ページをご覧ください。

3番の計画の位置付け及び期間については、中段辺りに「これまで以上に国や市町村、関係団体などと連携し、各種制度の積極的な活用により最大限の捕獲数確保に努める」とあるように、引き続き、対策を強化していくことを明記しております。

次に、飛びまして、8ページをご覧ください。

管理目標の設定に当たりまして、これまで、地域ごとに詳しい調査が始まった年を基準に個体数指数を設定しておりましたが、これが地域ごとにばらばらになっていたことから、一番新しい南部地域の基準年の平成23年度に合わせて統一することとしまして、この年の指数を100と位置付け、今後、比較しやすいようにしたところでございます。

また、地域別目標についてですが、現状を踏まえた地域ごとの新しい目標を設定する中で、東部地域は、第6期計画期間中に大発生水準以下に持っていくということを目指しております。また、北部地域、中部地域は、体制づくりが遅れていることでもありますので、第7期計画期間中という遅らせた目標を設定しまして、捕獲を推進することとしております。

それから、申し遅れましたけれども、地域別目標について、北部地域、中部地域は、これまで西部地域という形で示しておりましたが、第6期計画以降は北部地域と中部地域を分けて示すこととしております。

次に、9ページをご覧ください。

地域別の管理に関しましては、東部地域において、有効活用を意識した持続的な資源利用を見据えた個体数管理を目指し、利活用に一定の頭数が回るよう、大発生水準と管理下

限水準の中間値を新たに設けるなど、これまでの目標設定を変更しております。

次の10ページになりますが、その水準に合わせた管理措置を新たにつくり、それに合わせて、捕獲の考え方として、それぞれ減らしたり増やしたりしていく形を取ろうと考えております。

次に、12ページをご覧ください。

個体数管理の具体的な手法の中の(1)のエゾシカ捕獲推進プランの作成については、これまで、おおよその目標として、毎年、振興局ごとの捕獲の目標数値を参考とするよう提示してきたところですが、市町村の捕獲の実効性を高めるため、振興局ごとの数値に見合う市町村ごとの捕獲目標を提示することとし、国の交付金を得るために市町村が作成する被害防止計画の捕獲目標に位置づけるよう調整することを明記しました。

続きまして、14ページをご覧ください。

有効活用の推進については、有効活用が一定程度進んできているところですが、依然として利活用率の地域差に偏りがあることなどを踏まえ、さらにこれを埋めていく取組を進めていくこと、また、エゾシカの食肉利用を安全で安心な形で提供できるよう、道独自のエゾシカ肉の適切な処理を行う認証施設をさらに増加させ、取組を強化することを明記しております。

次に、17ページをご覧ください。

一番下の安全の確保については、これまで、捕獲対策の推進の一部として記載していたところですが、平成30年の事故を受け、改めて、項目を別に立てまして、事故の防止を強く呼びかけております。

続きまして、19ページをご覧ください。

11番の資源管理の具体化に向けた取組については、個体数管理をするに当たって、新たに利活用を目指していくことを想定し、東部地域において、モデル的に地域の体制構築ができるかという検討を行っていくことを新たに加え、この計画の新たな方向に向けての具現化を図っていくことを加えております。

以上、主な変更点については、今ご説明させていただいたとおりです。このほかの部分においても、言葉を補足し、できるだけ分かりやすくなるよう修正を加えるなど、引き続き、推進する取組について説明しておりますが、多数ありますので、これについては省略させていただきます。

以上で第6期エゾシカ管理計画の説明を終わります。

ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○吉中部会長 資料4-1と資料4-2について、ご質問やご意見がございましたらお願いいたします。

○早稲田専門委員 1点教えていただきたいのですが、資料4-2の17ページの(3)に市街地への出没対策と書かれているかと思えます。私自身は、エゾシカについても、今後、市街地への出没対策をかなり強化していかないと難しいと思っておりますので、今、

検討会でどんな議論が起きているのか、お伺いしたいと思います。

それから、この中の記述で1点気になっているのは、市街地への出没対策の下から2行目のところですが、赤字で地域の市町村を中心に体制整備を促進するという書かれ方がされているのですが、ここは、なぜ市町村を中心になのか、これこそ道の振興局等が中心になって体制整備をするほうが望ましいのではないかと思いますので、ご質問です。

○吉中部会長 事務局からよろしくお願いします。

○事務局（坂村課長補佐） 有識者会議の中では、この点についてあまり取り沙汰されなかったのですが、平成27年12月に改訂したアーバンディア対応マニュアルに沿った形で進めていただくことが中心になっていると考えています。

また、急な対応になったときについてですが、振興局によっては、所在地からかなり遠く離れるということもあります。当然、北海道も市町村に対して助言をしていくことにはなりますが、緊急的な対応を行えるのは市町村であろうということで、これを改めて加えたところですが。

○早稲田専門委員 今の部分は分かりました。今、おっしゃっているのは、多分、市街地に出没したいいわゆる緊急的な対策として、市町村を中心にとということだと思のですが、結局、市街地近くでは捕獲ができないわけで、それが原因でどんどん増えていくということがこれから危惧されるわけですから、そういった部分については、例えば、道の指定管理事業や捕獲事業等も活用した中で対策を練っていくなど、道がもう少し主体的に取り組んでいただいてもいいと思いました。

○吉中部会長 事務局からお願いいたします。

○事務局（坂村課長補佐） 当然、北海道としても考え方を示していかなければならないと思いますので、振興局と市町村が連携できるように考えていきたいと思います。

また、北海道が実施している指定管理鳥獣捕獲等事業においては、アーバンディアの対策ということで、都市部に近いところの鳥獣保護区等での捕獲を行いながら出没を抑える取組も併せて進めていくことを考えておりますので、こうしたことも踏まえて、市町村への出没対策を全般的に行っていきたいと考えております。

○吉中部会長 先ほども議題で取り上げましたヒグマ管理計画の中では、資料3-2の19ページのヒグマの地域対応力の強化の中で、今後の方向性として、「エゾシカ等、地域における保護管理施策の総合的な推進を行う野生鳥獣対策連絡協議会への移行を目指すこととし」と書かれており、それに向けて、道庁がコーディネーター役となって推進していくという考え方が示されているように見受けられますので、その辺りも少し参考にさせていただき、エゾシカのほうでどこまで書き込めるのか、検討いただければいいのではないかと思います。

○事務局（坂村課長補佐） そのように検討させていただきたいと思います。

○吉中部会長 ほかにいかがでしょうか。

○白木委員 今の（3）の市街地への出没対策の上に、鉄道軌道への進入によって、列車

にひかれてしまう事故が非常に増えているということがありますが、特に昨年は非常に多くて、交通事故が超えたということになっています。これに伴って、オジロワシやオオワシの列車事故もすごく増えていまして、オオワシに関しては、昨年、たしか風車への衝突事故を抜いて、列車事故が一番多かったと思うのです。これは対策がなかなか難しいと思うのですが、文章の最後に「事故発生防止に努める」と書かれておりますので、委員会等で具体的にどのような防止対策があり得るのかということが検討されていけば、それを教えていただきたいと思いました。

○吉中部会長 事務局からお願いいたします。

○事務局（坂村課長補佐） こちらに関しては、JR北海道といさりび鉄道という二つの路線があるのですが、JRについては、対応についていろいろ検討していると伺っています。この支障発生というのは、実は、衝突だけではなく、要するに、目撃したら列車を止めてしまわなければならないので、その遅れも含めての件数であることをご理解いただきたいと思います。

また、事故の発生の防止について、オジロワシ、オオワシに関しましては、もしはねて死んでしまった個体があるとするれば、それをできるだけ線路から離して、いわゆるワシが届かないような林の中に入れてしまうことについて、一度、お話ししているところです。ただ、夜間であったり、はねたところが分からないということが出てきた場合は、放置された鹿が出てきてしまい、後ほど気がつくというケースもあるかと思っておりますので、今後、JRと話をする機会がありましたら、そういったことも伝えてまいりたいと考えております。

○白木委員 その都度、JRの運転手が降りて、鹿をよけるというのがかなり大変な作業らしいので、何かいい対策があればと考えておりますが、なかなかないという状態です。ありがとうございました。

○吉中部会長 重要な問題ですので、どこかで一言でも触れられるといいなと思うのですが、この項目は交通事故対策ということで、ちょっと違うかもしれませんね。ただ、エゾシカが交通事故や列車事故にあったため、生物多様性に悪影響が出てしまうことが懸念されている、あるいは、起きているみたいなことは、具体的な対策は書き込めないかもしれませんが、どこかに課題として書き込んだほうがいいのかと思います。

○白木委員 運行の遅れだけではなく、希少種等への2次被害が起こっていることを書いていただいたほうが良いと思います。

○事務局（坂村課長補佐） それでは、こういう影響があるのだということを知っていただくためにも、交通事故対策の鉄道軌道への中に何か記入できないか検討したいと思えます。

○吉中部会長 よろしくお願ひいたします。

そのほかにいかがでしょうか。

○大原専門委員 また瑣末なところで申し訳ありません。

10ページ、11ページの緊急減少措置のところについて、下にある漸減、漸増のところは具体的に書かれているのですが、「あらゆる方策」というのは、何となく気持ちは前面に出ている一方で、しっかりとした文章ではないような気がしていますので、とにかく緊急に捕獲圧をかけるという意図として、例えば、多岐にわたるとか、複合的とか、様々とか、そういう言葉のほうがいいかなと感じています。緊急なので、「あらゆる方策」でいいのですということかもしれませんけれども、いろいろな方策を複合的に、そして、緊急的に数を減らすということからいうと、私個人としては、「あらゆる」という言葉に引っかかってしまいますので、教えていただけますでしょうか。

○吉中部会長 ここで言っている「あらゆる方策」というのは、具体的に言うと、12ページ以降のものを指すと理解すればいいのですか。その辺りも含めて、事務局からご説明をいただけますか。

○事務局（坂村課長補佐） 「あらゆる方策」については、先ほどもお話ししました4ページに各種制度の積極的な活用等によりということを書いておりますので、もう少し精査して、こちらも併せて直したいと思います。

○吉中部会長 ほかにいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○吉中部会長 この管理計画については、先ほどのお話だと、エゾシカ対策有識者会議という専門家の方々に集まっていただく会議において、十数回にわたり議論されてきたということなので、そういう面では大分詰まってきたのかなと思います。

この素案についても、さらにお気づきの点が出てきましたら、事務局にお知らせいただければと思います。

それでは、これで議事（4）のエゾシカ管理計画（第6期）の策定についてを終わりたいと思います。

以上で、予定しておりました四つの議題を終えました。

全般を通じて、ご意見やご質問、あるいは、言い忘れたこと、聞き忘れたこと等がありましたらお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○吉中部会長 それでは、繰り返しになりますが、4件の事業計画と管理計画のそれぞれについて、ぜひもう一度目を通していただいて、お気づきの点がありましたら、来週25日の月曜日までに事務局にご連絡いただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

今日の議論や、さらに皆様からいただくご意見を踏まえ、事務局においてそれぞれの素案の修正をしていただき、再度、次回の部会でご議論をいただきたいと思っております。引き続き、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、ほかになければ、これで議事を閉じたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○吉中部会長 では、進行を事務局にお返ししたいと思います。
皆様、ご協力をどうもありがとうございました。

4. その他

○事務局（高橋課長補佐） 吉中部会長、スムーズな議事進行を大変ありがとうございました。また、各委員の皆様におかれましても、長時間にわたりご審議をいただき、ありがとうございました。

次回の第3回の開催については、来月の11月18日木曜日の午後から開催したいと考えております。後日、改めて出欠確認をさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

5. 閉 会

○事務局（高橋課長補佐） これをもちまして、第2回北海道環境審議会自然環境部会を終了いたします。

本日は、大変ありがとうございました。

以 上